

議案第二號

警察法第五十條の規定による條例を定めるまでの警察職員
の任用等に関する條例設定の件

警察法第五十條の規定による條例を定めるまでの警察職員
の任用等に関する條例を次のように設定するものとする

昭和二十三年二月二十日

福生町長 岸 徳六郎

警察法第五十條の規定による條例を定めるまでの

警察職員
の任用等に関する條例

警察職員
の任用
給與
服務
其他必要な事項
についてはこれら
の事項に関する條例を定めるまでの間
従前の警察規程の職員例による

附 則

本條例は警察法施行の日を以てこれを施行する

議案第三號

福生町吏員報酬額並費用辨償額及其支給
條例の一部改正の件

福生町吏員報酬額並費用辨償額及其支給條例の一部を
次のように改正したい

昭和二十三年二月二十五日提出

福生町長 岸 徳太郎

條例第三號

福生町吏員報酬額並費用辨償額及其
支給條例の一部を次のように改正する

第一條中「町内會長」を削り「投票立會人」の次に

「公安委員 消防委員」を加える

「別表第一」を次のように改める

「投票立會人」の次に

公安委員	月額二〇〇圓
消防委員	月額三〇〇圓

「」を加える

議案第四號

福生町の紋章制定の件

福生町の紋章を制定致した

昭和二十三年二月二十一日提出

福生町長 岸 徳次郎

昭和三十三年第二回定例町議会々議録

一、昭和三十三年二月二十日定例町議会を福生町役場に招集す

一、應招議員左の如し

第一番	並木竹松
第二番	児島信一
第四番	田村幾太郎
第五番	横田壽照
第六番	天野由三
第七番	田村信
第八番	高橋角藏
第九番	村尾昌三
第十番	杉森真
第十一番	加藤市藏

第十二番 高水 藤太郎

第十三番 設樂 美知

第十四番 川窪 金吉

第十五番 田村 福一

第十六番 高橋 三郎

第十八番 森田 幸藏

第十九番 森田 誠重

第二十番 羽村 榮吉

第二十三番 村野 喜平

第二十三番 平井 初五郎

第二十三番 井上 岩次郎

第二十四番 貫井 伊作

第二十五番 磯村 武夫



第二十六番 田村 利一

一、会議の事件左の如し

第一 福生町税及びその賦課徴収條例の一部改正の件

第二 警察法第五十條の規定による條例を定めるまの警察官職員の任用等に関する條例設定の件

第三 福生町吏員報酬額並費用并償額及其支給條例の一部改正の件

第四 福生町紋章制定の件

一議長(加藤市蔵)

二月二十日午前九時開会を宣す

一地方自治法第百三十三條の規定により議長の請求により出席したる者左の如し

助役 齋藤 吉太郎

主事 内田 勇

書記 大野 忠一

書記補 佐藤三郎

一本会の書記左の如し

囑託 内田 勇

大 野 忠 一

一議長(加藤市蔵)二月二十日午前九時十分開議を宣す

一出席議員左の如し

並木 伸 奥島 信一 田村 幾太郎 横田 壽照

天野 由三 田村 信 高橋 角藏 村尾 昌三

杉森 真 加藤 市蔵 高水 藤太郎 設楽 美和

川 達金吉 田村 福一 森田 幸藏 森田 誠重

羽村 栄吉 村野 喜平 平井 初三郎 井上 岩次郎

貫井 甲作 砥村 武夫 田村 利一

一議長(加藤市蔵)本会の会期を一日とする旨を告ぐ

日程第一 福生町脱及いその賦課徴収條例の一部改正の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第二読会を用ゐるを告ぐ

書記 朗読

一助役(斎藤吉太郎)本件の提案理由を説明する

一第八番(高橋角藏)増額についての具体的説明を求む

内田主事 町民税一〇五五、自転車税八五五、合計一八五五を見込

追加したいとの説明をたず

一第九番(川達金吉)本件の條例によい追加予算と同時に提出を見なかつた理由について

尚自転車税は一般に及ぼす影響が大きい他に財源を定めることは出来たのか

助役 内田主事 夫々説明す

一第十八番(杉田幸藏)前回提出した運動場の整備の経費から考へると本件の増額もしたるに係りたるが、その点について説明を求む

内田主事 運動場整備に要する費用は使用料を徴す小比の経費は

回收出来の見込で前回提出したものである旨の説明をたす

一第十四番(川口金吉)此の増額に本年度は貯大得なり

内田主事 更員の給与その他増額を見とて現在の状態は警察
費を除く貯大見込である旨を述べ

一第十五番(田村福一)本件は各員附託したい

一議長(加藤市蔵)第十五番附託について会議に諮る

一第十四番(田村孝太郎)各員は財政本員としての方に附託したい

一第十五番(横田壽照)財政本員会に於て検討しその結果尚町会に於て決定したい

一議長(加藤市蔵)第十五番の附託について会議に諮る

異議ない 々の声起る

一議長(加藤市蔵)財政本員会に於て検討しその結果尚町会に決定することとする旨
を告ぐ

日程第二 警察法第五十條の規定による條例を定めるまでの

警察職員の仕事等に関する條例設定の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第一読会を開く旨を告ぐ

書記朗讀

一時役(斎藤吉太郎)提案理由を説明す

一第十三番(川口金吉)本件外だが警察の經費について質問す

一時役(斎藤吉太郎)自治体警察の費用は本年度より町の負担となる旨を説明す

一第十四番(川口金吉)公務員法との関係について

内田主事 未だ施行されていない旨を説明す

一第十五番(村野孝平)提案賛成につき直に確定議とした旨を述べ

一議長(加藤市蔵)第十五番の附託について会議に諮る

賛成 々の声起る

一議長(加藤市蔵)本件は提案通り決定する旨を告ぐ

日程第三 福生町吏員報酬並費用并増額及び

支給條例の一部改正の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第二読会を開く日を告ぐ

書記朗読

一財役(齋藤吉三郎)提案理由説明す

一議長(加藤市蔵)本件について異議あるや否やを会議に諮る

異議なく かの声起る

一議長(加藤市蔵)原案通り決定する日を告ぐ

日程第四福生町紋章制定の件

一議長(加藤市蔵)本件を議題とし第二読会を開く日を告ぐ

書記朗読

一財役(齋藤吉三郎)本件を提案理由を説明す

一第十四番(川窪金三郎)町の象徴であるから一般の民衆に知らしめ

一議長(加藤市蔵)第十五番説について会議に諮る

異議なく かの声起る

一議長(加藤市蔵)本件については原案通り決定する日を告ぐ

会議録署名議員選出選挙

一議長(加藤市蔵)署名議員の選出選挙は指名推選により指名者を議長となす

へき日を会議に諮る全員異議なく指名推選により指名者を議長とす

一議長(加藤市蔵)左の者を指名する毎に会議に諮る異議なく決す

天野由三 高水藤太郎 設楽美知

一議長(加藤市蔵)会議を閉する日を宣す

一議長(加藤市蔵)第二回定例町会を開会する日を宣す

午前十時二十分

右会議の題末を録し其の相違ないことを證するたしに署名する

町会議長 加藤市蔵

高水藤太郎

天野由

設樂美知

福生町税及其賦課徴收條例一部改正案につき
會の審議結果報告採択の件

昭和二十三年第一回定例会で委員附託となつた右のことについて財政常任委員會長の審議結果報告を採決する

昭和二十三年三月八日提出

福生町會議長 加藤 市藏

委員會結果報告書

昭和三年第一回定例会で本委員会に附託となつた
福生町税及其賦課徴收條例一部改正案につき委員会と招集審議した結果左の通り
報告する

昭和二十三年一月二十日

政常任委員長 田村福一

議長 加藤市蔵殿

記

一 本案による 町民税 自轉車税の税額は財政上最少限度
のし、とみとの 原案通り可決するに於て適當と認める

以上

昭和二十二年

昭和二十二年度福生町歳入歳出追加更正予算

歳入

歳出

科目 目	説明 目	追加更正 予算額		既定予算額		増減		附 記
		予 算	正 額	予 算	額	増	減	
一 町税		一八六八、九三八	同	一三六九、九三八	同	四九九、〇〇〇		
二 都税附加税		七四三、六三八		七〇三、六三八		四〇、〇〇〇		本税の百分の百
	一 自動車取得税	五二、〇〇〇		二七、〇〇〇		二五、〇〇〇		本税の百分の百
	二 原動機税	一五、〇〇〇		〇		一五、〇〇〇		本税の百分の百
三 独立税		五七五、三〇〇		三四六、三〇〇		二二九、〇〇〇		納税義務者一人毎に 二四〇、〇〇〇、五分
	一 町民税	三六八、〇〇〇		二二〇、〇〇〇		一三八、〇〇〇		五九〇、〇〇〇、五分
	二 自轉車税	一三六、〇〇〇		四五、〇〇〇		九一、〇〇〇		
四分領税		五五〇、〇〇〇		三二〇、〇〇〇		二三〇、〇〇〇		
	一 配付税	五五〇、〇〇〇		三二〇、〇〇〇		二三〇、〇〇〇		本年度配付額
四 國庫支出金		五四三、二九〇		四二三、二九〇		一二〇、〇〇〇		